平成２９年（再イ）第６２号

兵庫県芦屋市伊勢町11番25―202号

再生債務者　羽島　優子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月４日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第９６号

北九州市八幡西区陣原３丁目25番13―205号

再生債務者　谷　　美範

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月４日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第１８４号

北海道千歳市あずさ２丁目12番13号

再生債務者　土門勝由紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月５日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２０１号

札幌市豊平区豊平２条３丁目１番１―401号

再生債務者　田中　洋輔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月５日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第４号

岩手県釜石市甲子町第６地割103番地13

再生債務者　中野　　仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月５日

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（再イ）第３６号

岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目３番地１（ワールドマンション201）

再生債務者　田邊　広幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月５日　　岐阜地方裁判所

平成２９年（再イ）第４２号

広島県安芸郡府中町鹿籠２丁目７番16号

再生債務者　橋本　寿美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月５日

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１２号

山口県山陽小野田市大字有帆240番地５

再生債務者　吉本　英之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月５日　山口地方裁判所宇部支部

弁理士登録公告

平成29年11月29日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名

新規登録者なし

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成29年10月31日	15057	劉　　進	申請抹消
平成29年11月20日	16877	三品　明生	〃
平成29年11月21日	13186	田村　正憲	〃
平成29年11月22日	16453	岸　　慶憲	〃

弁理士数　11,225名

（平成29年11月29日現在）

平成29年12月18日　　日本弁理士会

裁決取消訴訟の判決確定の公告

青森県弁護士会が同会所属弁護士今井正会員（登録番号34990）に対してなした懲戒処分（戒告・平成27年11月13日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成29年３月30日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成29年10月30日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決がなされ、同判決は平成29年11月17日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成29年12月18日　　日本弁護士連合会

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定により、次のとおり公告します。

1．基金の名称　建築士事務所企業年金基金

2．事務所の所在地　東京都品川区西五反田２丁目29番11号

3．理事長の氏名及び住所　柴　　恭　東京都品川区西五反田２丁目29番11号

4．設立事業所の名称及び所在地　株式会社アラシキ建築設計事務所　北海道札幌市、株式会社東建築設計事務所　北海道札幌市、株式会社画工房　北海道札幌市、コードー設計株式会社　北海道札幌市、株式会社札幌日総建　北海道札幌市、株式会社総合プランニングセンター　北海道札幌市、株式会社福本構造設計　北海道札幌市、株式会社ホクテイ建築事務所　北海道札幌市、株式会社渡辺建築設計　北海道札幌市、株式会社柴滝建築設計事務所　北海道旭川市、有限会社ノハラ設計　北海道旭川市、有限会社菜原測量設計事務所　北海道紋別市、株式会社中島設計コンサルタント　北海道札幌市、株式会社小南建築設計事務所　北海道函館市、タカオ工業株式会社　北海道釧路市、有限会社藍設計　北海道札幌市、株式会社川島隆太郎建築事務所　青森県青森市、株式会社八洲建築設計事務所　青森県青森市、株式会社青建設計　青森県三沢市、一般社団法人青森県建築士事務所協会　青森県青森市、有限会社秀建築設計事務所　青森県五所川原市、株式会社現代建築設計事務所　岩手県盛岡市、有限会社山添建築設計事務所　岩手県盛岡市、株式会社渡辺設計事務所　岩手県盛岡市、株式会社髙橋設計　岩手県北上市、株式会社照井設計　岩手県北上市、株式会社カクタ設計　岩手県遠野市、株式会社久慈設計久慈　岩手県久慈市、一般社団法人岩手県建築士事務所協会　岩手県盛岡市、株式会社盛総合設計　宮城県仙台市、株式会社大場建築設計事務所　宮城県仙台市、株式会社鹿志村建築設計事務所　宮城県仙台市、株式会社楠山設計　宮城県仙台市、株式会社構建築設計事務所　宮城県仙台市、株式会社ゴウ構造　宮城県仙台市、日新設計株式会社　宮城県仙台市、株式会社ゴウビッグ　宮城県仙台市、株式会社群建築設計事務所　宮城県仙台市、株式会社造設計事務所　宮城県仙台市、一般社団法人宮城県建築士事務所協会　宮城県仙台市、株式会社渡辺佐文建築設計事務所　秋田県秋田市、株式会社小畑設計事務所　秋田県秋田市、和興建設株式会社　山形県南陽市、株式会社秦・伊藤設計　山形県山形市、株式会社鈴木建築設計事務所　山形県山形市、株式会社たくみ　山形県山形市、株式会社山本建築設計事務所　山形県山形市、株式会社安孫子建築事務所　山形県寒河江市、有限会社佐藤勝也建築設計事務所　山形県村山市、株式会社進藤建築設計事務所　山形県酒田市、有限会社山崎建築設計事務所　山形県酒田市、株式会社本間利雄設計事務所　山形県山形市、一般社団法人山形県建築士事務所協会　山形県山形市、株式会社山形県建築サポートセンター　山形県山形市、株式会社ホンマ・アーキライフ　山形県山形市、株式会社明石設計事務所　福島県福島市、有限会社大野建築設計事務所　福島県福島市、有限会社桂建築設計事務所